

第23回成田市農業委員会総会議事録

平成28年5月24日

成田市農業委員会

1. 開催日時 平成28年5月24日(火)

午後2時34分から午後4時00分

2. 開催場所 成田市役所 6階 中会議室

3. 定数及び現員 定数29名 現員29名

4. 出席委員 28名

議長	根 本 喜久治	15番	加 藤 衛
1番	根 本 正 康	16番	高 木 勲
2番	加 瀬 雅 英	17番	瀧 澤 きみ子
4番	円城寺 芳 夫	18番	鳥 羽 陽 一
5番	檜 垣 金 一	19番	大 隅 英 樹
6番	若 松 義 幸	21番	成 毛 孝
7番	川 崎 貞 男	22番	櫻 井 浩 子
8番	根 本 秀 夫	23番	伊 藤 勝
9番	小 川 明 一	24番	岡 野 政 男
10番	齊 藤 均	25番	朝 倉 けい子
11番	岩 立 隆	26番	佐 藤 芳 明
12番	菅 澤 誠	27番	石 原 喜久勇
13番	水 野 健 治	28番	荒 居 和 恵
14番	大 木 清 志	29番	飯 笹 雄 次

5. 欠席委員

3番 岩 澤 貞 男

6. 議事日程等

第1 議事録署名人の選出

第2 会議書記の任命

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」

及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の
策定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

7. 出席した農業委員会事務局職員

事務局長	木内悦夫
振興係長	堂本周助
農地係長	土屋祐介
主査	平山美登
主査	高木信一

(午後2時34分 開会)

○議長 ただいまの出席委員は28名です。3番、岩澤貞男委員は、共済組合の会議のため、遅れて参加すること予定とのこと。定足数に達しておりますので、ただいまから、第23回成田市農業委員会総会を開会し、直ちに会議に入ります。

議案の審議に先立ちまして、4月の総会以降の農業委員会業務につきましては、お手元に配布いたしました諸般の報告のとおりでございます。ご了承願います。

次に、議事録署名人の選出でございますが、慣例により、議長において、18番・鳥羽陽一委員、19番・大隅英樹委員の両名を指名いたします。また、書記に堂本係長を任命します。

本日提案されます議案及び報告につきましては、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」 及び
「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について

報告第1号 専決処分について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第3号 農地法の許可を要しない農地転用について

報告第4号 農地等の現況に関する照会について

以上、議案5件、報告4件でございます。

○議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 3ページをお開き願います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。全体で7件の申請がございました。

①売買でございます。5件の申請がございました。1番、船形にお住いの譲受人が、台方にお住いの譲渡人2人が持分2分の1ずつ所有する船形の田3筆、3,190㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨

の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料1ページに案内図がございます。

2番、四谷にお住いの譲受人が、四谷にお住いの譲渡人が所有する四谷の田、1筆、427㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近く耕作に便利な申請地を取得したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「高齢で後継者もないため、申請地を譲渡し、農業経営を縮小したい」というもので、総会資料2ページに案内図がございます。

4ページでございます。3番、東ノ台にお住いの譲受人が、東京都台東区竜泉3丁目にお住いの譲渡人が所有する官林の畑、1筆、993㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相手方の要望により申請地を譲渡したい」というもので、総会資料3ページに案内図がございます。

4番、新川にお住いの譲受人が、中台3丁目にお住いの譲渡人が所有する新川の田1筆、700㎡を、売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自作地に隣接した農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料4ページに案内図がございます。

5ページをお開き願います。5番、新川にお住いの譲受人が、中台3丁目にお住いの譲渡人が所有する新川の田、1筆、3,000㎡を売買により取得したいという申請でございます。譲受人の事由は、「自宅に近い農地を取得し、農業経営の規模を拡大したい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。譲渡人の事由は、「相続により取得したが、耕作できないため、申請地を譲渡したい」というもので、総会資料5ページに案内図がございます。

6ページでございます。3条の②賃借権の設定でございます。2件の申請がございました。1番と2番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。賃借人である猿山の法人が、猿山にお住いの賃貸人が所有する滑川の田4筆、2,293㎡と、名古屋にお住いの賃貸人が所有する名古屋の田1筆、1,339㎡にそれぞれ賃借権を設定したいという申請でございます。賃借人の事由は、「農地を借り受け、芝草の生産を行いたい」というもので、取得後は自ら耕作する旨の確約書が添付されております。

す。賃貸人の事由は、ともに「相手方の要望により、申請地を貸し付けたい」というもので、総会資料6ページに案内図がございます。

以上で議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、①売買について小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 去る5月18日、午後1時より、402会議室におきまして、第2小委員会を開催いたしました。委員6名の出席により、本総会に提案される各議案につきまして、現地調査及び事前審査を行いました。それでは、報告に入ります。

議案第1号、①売買の1番につきましては、申請地は、国道464号から東側に入った市道角川天の前線に隣接した農地で、現状は、田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の2番につきましては、申請地は、県道成田滑河線から西側に入った譲受人の自宅に隣接した農地で、現状は、田として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の3番につきましては、申請地は、市道前林新木戸線から西側に入った市道官林長久保線に隣接した農地で、現状は、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の4番につきましては、申請地は、国道356号から南側に入った新川機場に近い農地で、現状は、田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。

①売買の5番につきましては、申請地は、国道356号から南側に入った市道新川機場線沿いの農地で、現状は、田として耕作されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条①売買の1番につきましては、提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用

して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満であります。その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、1番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の1番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、売買の1番は、これまで、農業経営基盤強化促進法による利用権設定により譲受人が耕作しておりましたが、今般、売買により取得しまして、今後とも耕作を継続するものでございます。

2番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、2番は田を取得し、畑として、果実、野菜を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。

3番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから、許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、3番は畑を取得し、カブを作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の3番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはま

らないと判断いたしました。

4番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、4番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の4番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、4番につきましても、これまで、農業経営基盤強化促進法による利用権設定により譲受人が耕作しておりましたが、今般、売買により取得しまして、今後も耕作を継続するものでございます。

5番につきましては、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。許可基準の第4号の「農作業に常時従事すること」については、農作業に従事する日数が150日未満ではありますが、その場合であっても、当該農作業を行う必要がある限り権利取得者等が当該農作業に従事していれば「農作業に常時従事する」と認めるものとする規定されており、「農作業に常時従事すること」の要件を満たすものと判断されます。また、許可基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、5番は田を取得し、水稻を作付したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。以上のことから売買の5番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。補足説明させていただきますが、5番につきましても、これまで、農業経営基盤強化促進法による利用権設定により譲受人が耕作しておりましたが、今般、売買により取得しまして、今後も耕作を継続するものでございます。

なお、認定農業者の方は、おりません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、①売買の1番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の1番は可決されました。

次に、①売買の2番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の2番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の2番は可決されました。

次に、①売買の3番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の3番は可決されました。

次に、①売買の4番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の4番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の4番は可決されました。

次に、①売買の5番に関する、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の5番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、①売買の5番は可決されました。

続きまして、②賃借権の設定の1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたします。②賃借権の設定について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②賃借権の設定の1番と2番につきましては、申請地は、県道江戸崎下総線の南側の、ゴルフ場近くに位置する農地で、現状は、農地として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②賃借権の設定について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(平山主査の挙手あり)

○議長 平山主査

○平山主査 3条②賃借権の設定の1番と2番につきましては、4月総会において、新設された農業生産法人、4月からは農地所有適格法人になりましたが、その法人が農地を賃貸する申請がございまして、それが許可になりましたが、今回は同じ法人の追加の申請でございます。提出されました許可申請書及び添付書類等を事前調査しましたところ、許可基準の第1号の「農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと」及び第5号の「経営面積の合計が50a以上であること」については要件を満たしております。それから基準の第4号の「法人が行う農作業に常時従事すること」についても、農作業に従事する日数が150日以上であり要件を満たしております。また、基準の第7号の「地域との調和要件」ですが、田を取得し、芝草を生産したいという営農計画です。取得後において行う耕作の内容並びにその農地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じないと判断されます。

以上のことから賃借権の設定の1番と2番は、農地法第3条第2項の各号の不許可の場合に当てはまらないと判断いたしました。なお、この法人は認定農業者ではありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、②賃借権の設定の1番と2番に関するご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②賃借権の設定の1番と2番を採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。②賃借権の設定の1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。

次に、②賃借権の設定の2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②賃借権の設定の1番は可決されました。

以上で、議案第1号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 7ページをお開き願います。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、でございます。2件の申請がございました。

1番、芝にお住いの申請人が、芝の田1筆、1, 105㎡の内479㎡を、「農地造成用地として、平成30年6月30日まで一時転用したい」という申請でございます。総会資料7ページに案内図、8ページに公図の写しがございます。

2番、小野にお住いの申請人が、小野の畑3筆、1, 286㎡を、「太陽光発電施設用地」に転用したいという申請でございます。総会資料9ページに案内図、10ページに公図の写しがございます。

以上で議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第2号、4条の1番につきましては、申請地は、市道芝昭栄線沿いにある農地で、現況は、畑として管理されておりました。審査のなかで、農地造成に伴う土はどこから持ってくるのか。また、成田用水の区域と思われるが、土地改良区との折衝は済んでいるのか。という質問が出ました。造成に伴う土砂は、久米にある請負会社が、大室から持ってくるとのことでした。土地改良区については、確認することでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の1番です。農地の区分は、農用地区域内の農地です。農振農用地は

原則として許可をすることができないとされていますが、今回の申請は、3年以内の一時的な利用でその必要性も認められ、農政課から農振計画にも支障がない旨の確認を得ているため、例外的に許可できる場合に該当します。転用目的は、農地造成用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月1日着手、平成30年6月30日完了の予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、妥当な計画面積です。一時転用である場合の妥当性については、転用目的、期間、復元計画等、特に問題は認められません。また、土地改良事業について、成田用水土地改良区へ照会したところ、受益地に入っていないとの回答でした。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、1番を採決いたします。1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

次に、2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 2番につきましては、申請地は、市道大和田倉水線沿いにある、小野浄水場の南側に隣接する農地で、現況は、畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 4条の2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、残高証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月10日着手、9月30日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地は平坦な土地で、現状のまま利用することから、雨水排水や土砂の流出は無いと認められます。その他の検討事項につ

いては、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、2番を採決いたします。2番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

以上で、議案第2号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 8ページでございます。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、でございます。全体で5件の申請がございました。

①売買でございます。3件の申請がございました。1番と2番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。茨城県稲敷市にお住いの譲受人が、東京都足立区椿2丁目にお住いの譲渡人と、飯岡にお住いの譲渡人から、飯岡の現況畑2筆、計391.12㎡を売買により取得し、「事務所併用住宅及び物置用地」に転用したいという申請でございます。総会資料11ページに案内図、12ページに公図の写しがございます。

3番と9ページの③使用貸借権の設定の1番は関連がございますので、まとめてご説明いたします。譲受・借受人である大袋の社会福祉法人が、江弁須にお住いの譲渡人から、大袋の現況畑1筆1,702㎡を売買により取得、また、柏市千代田3丁目にお住いの貸付人から、大袋の現況畑3筆、4,770㎡を使用貸借権の設定により借り受け、定員110名の「認定こども園用地」に転用したいという申請でございます。総会資料13ページと17ページに案内図、14ページと18ページに公図の写しがございます。

9ページをお開き願います。②贈与でございます。1件の申請がございました。1番、七沢にお住いの譲受人が、七沢にお住いの譲渡人である父が所有する、名古屋の畑1筆943㎡を贈与により譲り受け、「太陽光発電施設用地」に転用したいという申請でございます。15ページに案内図、16ページに公図の写しがございます。

③使用貸借権の設定でございます。1件の申請がございました。こちらは、先ほど

8ページの①売買の3番との関連でご説明いたしましたとおりでございます。

以上で議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 続きまして、①売買の1番と2番は関連がございますので、一括して審議いたします。①売買の1番と2番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第3号、①売買の1番と2番につきましては、申請地は、久住郵便局にほど近い、県道成田滑河線沿いにある農地で、現況は、耕作されておらず、草が生えておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして、事務局より①売買の1番と2番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の1番と2番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、事務所併用住宅及び物置用地です。資力及び信用については、預金通帳の写しが添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、8月1日着手、12月1日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法については、本申請の受付が済んでおります。道路法につきましては許可済みとなっております。計画面積の妥当性については、面積要件はありませんが、391㎡の敷地に、建築面積110㎡の事務所併用住宅及び物置を設ける計画であり、指針に示す専用住宅の基準の範囲内であり妥当な計画面積であります。周辺農地の営農への支障については、申請地の周囲は、既に擁壁ブロックが設置されていることから、土砂等の流出は無いと認められます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の1番と2番について採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。①売買の1番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、1番は可決されました。

続きまして、①売買の2番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、2番は可決されました。

続きまして、①売買の3番と③使用貸借権の設定の1番は、関連がございますので、一括して審議いたします。①売買の3番と③使用貸借権の設定の1番について、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ①売買の3番と、③使用貸借権の設定の1番につきましては、申請地は、公津の杜公園西側にある農地で、売買される1筆は、長年耕作されておらず、荒れた遊休農地となっております。使用貸借される3筆は、草刈りなどの管理が行われておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、①売買の3番から③使用貸借権の設定の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 5条①売買の3番と③使用貸借権の設定の1番です。農地の区分は、第3種農地の区域に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内にある農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、認定こども園用地です。資力及び信用については、残高証明書及び市の交付金が計上されている歳出予算見積書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月1日着手、平成29年3月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、都市計画法については事前協議を終了し、近日中に本申請の予定です。申請に係る農地以外の土地を利用できる見込みについては、使用貸借権の設定により取得し利用する予定です。計画面積の妥当性については、面積要件はありません。申請農地を含めた開発面積7,902㎡に、園舎1棟、園庭及び駐車場49台分を設ける計画です。駐車場につきましては、園児の人数から職員数が算出され、職員用、来客用、保護者の送迎車両をそれぞれ算出しておりまして、合計49台分となっております。適切な計画面積だと認められます。周辺農地の営農への支障については、隣接地への被害防除対策として、雨水流出防止のため、側溝、浸透式集水柵及びオンサイトの貯留施設を設置する計画です。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、①売買の3番と③使用貸借権の設定の1番を採決いたします。なお、念のため申し上げますが、採決は案件ごとに行います。①売買の3番について、小委員長報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、3番は可決されました。

次に、③使用貸借権の設定の1番について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、③使用貸借権の設定の1番は可決されました。

次に、②贈与の1番について、小委員長より、小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 ②贈与の1番につきましては、申請地は、県道横芝下総線から東に入った、下総みどり学園西側の農地で、現況は畑として管理されておりました。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 続きまして事務局より、②贈与の1番について、法令に基づく詳細な説明をお願いします。

(高木主査の挙手あり)

○議長 高木主査

○高木主査 ②贈与の1番です。農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団農地のため、第2種農地に該当します。転用目的は、太陽光発電施設用地です。資力及び信用については、融資証明書が添付されており、信用性について問題となる点は認められません。申請の用途に供することの確実性については、7月1日着手、8月31日完了の予定です。行政庁の許認可等の見込みについては、経済産業省より設備認定済みです。計画面積の妥当性については、面積要件はなく、妥当な計画面積です。周辺農地の営農への支障については、申請地は平坦な土地で、現状のまま利用することから、雨水排水や土砂の流出は無いと認められます。その他の検討事項については、該当ありません。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、②贈与の1番を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、②贈与の1番は可決されました。以上で、議案第3号の審議を終わらせていただきます。

次に、議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、川崎貞男委員、成毛孝委員は議事に参与できませんので、暫時退出願います。

(川崎委員 成毛委員 退室)

それでは、議案第4号、平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 10ページでございます。議案第4号、平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について、でございます。成田市長より農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、11ページのとおり、平成28年度第3次農用地利用集積計画(案)の協議がありましたので、提出いたします。

計画の概略につきまして、12ページ、13ページの総括表により、ご説明いたします。なお、詳細の「成田市農用地利用集積計画一覧表」につきましては、14ページから76ページをご覧ください。

それでは、12ページをお開き願います。1-1利用権設定でございます。最初に、「使用貸借権」でございます。契約期間3年のものが1, 100㎡、田1筆1件で、詳細は14ページの1番でございます。同じく契約期間6年のものが2, 606㎡、田4筆3件で、詳細は14ページの2番から4番でございます。

次に、「賃借権」ですが、契約期間3年のものが、14万578㎡、田82筆24件、畑3筆3件で、14ページの5番から21ページの31番まででございます。同じく契約期間4年6か月のものが、3,001㎡、田1筆1件で、詳細は21ページの32番でございます。同じく契約期間5年のものが、5万5,606.9㎡、田29筆8件、畑10筆2件で、詳細は21ページの33番から23ページの42番まででございます。同じく契約期間6年のものが、30万7,274㎡、田214筆60件、畑16筆7件で、詳細は24ページの43番から41ページの109番まででございます。同じく契約期間10年のものが、10万9,399.39㎡、田73筆19件、畑2筆1件で、詳細は41ページの110番から46ページの129番までござい

ます。

合計の契約面積は、61万9,565.29㎡、田404筆116件、54万839.29㎡、畑31筆13件、7万8,726㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積29万3,593.9㎡、田208筆54件、25万9,656.9㎡、畑15筆6件、3万3,937㎡、再設定が契約面積32万5,971.39㎡、田196筆62件、28万1,182.39㎡、畑16筆7件、4万4,789㎡でございます。

13ページをお開き願います。1-2利用権設定（転貸）でございます。農地利用集積円滑化団体である、「公益財団法人成田市農業センター」、「かとり農業協同組合」が借り受けた農地を貸付するものでございます。初めに「使用貸借権」でございます。契約期間3年のものが、1,100㎡、田1筆1件で、詳細は47ページの1番でございます。同じく契約期間6年のものが、2,606㎡、田4筆3件で、詳細は47ページの2番から4番でございます。

次に、「賃借権」でございます。契約期間3年のものが、12万7,754㎡、田77筆21件、畑2筆2件で、詳細は47ページの5番から53ページの27番でございます。同じく契約期間4年6か月のものが、3,001㎡、田1筆1件で、詳細は53ページの28番でございます。同じく契約期間5年のものが、5万5,606.9㎡、田29筆8件、畑10筆2件で、詳細は53ページの29番から56ページの38番まででございます。同じく契約期間6年のものが、29万6,622㎡、田206筆57件、畑16筆7件で、詳細は56ページの39番から72ページの102番まででございます。同じく契約期間10年のものが、8万5,512.39㎡、田56筆14件、畑2筆1件で、詳細は73ページの103番から76ページの117番まででございます。

合計の契約面積は、57万2,202.29㎡、田374筆、105件、49万6,626.29㎡、畑30筆12件、7万5,576㎡でございます。内訳は、新規設定が契約面積27万5,326.9㎡、田190筆、49件、24万1,389.9㎡、畑15筆6件、3万3,937㎡、再設定が契約面積29万6,875.39㎡、田184筆56件、25万5,236.39㎡、畑15筆6件、4万1,639㎡でございます。この計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案第4号、平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について、の説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 議案第4号につきましては、審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

○櫻井委員 一覧表の21ページについて、32番と33番が、ともに年間3,400円の賃借料となっている。かたや3反歩、かたや170㎡で同じ金額だが、間違いはないのか。

○事務局 確認いたしまして、後ほど報告させていただきます。

○議長 その他ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、

議案第4号、平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第4号の審議を終わらせていただきます。退室されておりました委員の入室をお願いします。

(川崎委員 成毛委員 入室)

(木内事務局長より発言を求める挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 ただ今ご質問のありましたところ含めまして、農用地利用集積計画につきましては、再度確認いたしまして、内容を修正のうえ、回答させていただきますので、よろしくお願い致します。

○議長 次に、議案第5号、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、を提案いたします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 77ページをお開き願います。議案第5号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、でございます。議案の内容は、平成27年5月の総会で可

決された「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の実施状況を点検・評価し、「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定するものでございます。

この議案につきましては、「農地改革プラン」による新たな農地制度の運用を担う農業委員会の事務の点検・検証、意識改革を狙いとして示された、「農業委員会の適正な事務実施について」という通知により行ってまいりました。本年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、法第37条で農業委員会は、その運営の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネット等により6月30日までに公表することが、新たに法定化されております。それでは、説明に入らせていただきます。

78ページでございます。初めに「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」でございます。Ⅰ. 法令事務に関する点検、1. 総会等の開催及び議事録の作製でございます。(1)総会等の開催日・公開である旨の周知状況については、市役所掲示板及びホームページに掲載して周知しております。(2)総会等の議事録の作製については、会議終了後、3週間ほどで作製しておりますが、より速やかに作製していきたいと考えております。(3)議事録の内容については、詳細なものを作製しておりますが、審議の経過及び項目を、より分かりやすく作製していきたいと考えております。(4)議事録の公表については、市役所1階の行政資料室及び事務局窓口での閲覧及びホームページに掲載して公表しております。

79ページと80ページでございます。2. 事務に関する点検でございます。(1)農地法第3条に基づく許可事務、(2)農地転用に関する事務、(3)農業生産法人からの報告への対応、(4)情報の提供等、(5)農用地利用集積計画の決定につきましては、それぞれの実施状況を記載いたしました。

81ページをお開き願います。Ⅱ. 法令事務（遊休農地に関する措置）に関する評価でございます。1. 現状及び課題、2. 平成27年度の目標及び実績、3. 目標の達成に向けた活動につきましては、現状や課題、実績等を記載し、4. 評価の案につきましては、再生された面積より新たに発生した面積が多く、目標面積を下回ったため、引き続き解消に向けた活動が必要であると記載しました。これは、農地法第30条の規定に基づき、農業委員の皆様へ農地の利用状況調査を行っていただいた結果でございます。

82ページでございます。Ⅲ. 促進等事務に関する評価、1. 認定農業者等担い手の育成及び確保でございます。(1)現状及び課題、(2)平成27年度の目標及び実績、(3)の目標の達成に向けた活動につきましては実績を記載し、(4)評価の案につきま

しては、目標は上回ったが、引き続き認定の促進を図ると記載しました。

83ページをお開き願います。2. 担い手への農地の利用集積でございます。(1) 現状及び課題、(2)平成27年度の目標及び実績、(3)目標の達成に向けた活動につきましては実績を記載し、(4)評価の案につきましては、目標を大きく上回りましたが、引き続き、利用集積の推進を図ると記載しました。

84ページでございます。3. 違反転用への適正な対応でございます。(1)現状及び課題、(2)平成27年度の目標及び実績、(3)目標の達成に向けた活動につきましては実績を記載し、(4)評価の案につきましては、指導により一部解消されたが、今後も迅速な対応や広報活動等により解消を図ると記載しました。

85ページをお開き願います。続きまして、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。こちらは、法改正により新しい様式になっております。

I. 農業委員会の状況については、1. 農家・農地等の概要については、農林業センサスに基づき記載しました。2. 農業委員会の現在の体制については、現在の農業委員の皆様の状況を記載しました。

86ページでございます。II. 担い手への農地の利用集積・集約化については、平成27年度の集積面積の10%増を目指す目標案を記載しました。III. 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、過去3か年の実績に基づいた平均の数値を目標案として記載しました。

87ページをお開き願います。IV. 遊休農地に関する措置については、農業委員の皆様が農地法第30条の規定に基づく現地確認を行っていただいた結果を踏まえ、草刈等で解消可能と判断された農地の1%に当たる面積の解消を目標案として記載いたしました。V. 違反転用への適正な対応については、現状及び課題を踏まえ、平成28年度の活動計画案を記載いたしました。

なお、今後の予定といたしましては、総会でご審議いただいた後、ホームページ及び事務局窓口等で公表いたします。また、議案の内容につきましては、別様式にとりまとめ、県を通じて関東農政局へ提出いたしますが、県及び農林水産省でも公表することになっております。

以上で議案第6号、「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定についての説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木小委員長の挙手あり)

○議長 高木小委員長

- 小委員長** 議案第5号につきましては、認定農業者数について、27年度の実績の数値が誤っているのではないかと指摘があり、事務局で再確認のうえ、報告することでした。審査の結果、異議はございませんでした。以上でございます。
- 議長** ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。
- 根本秀夫委員** 管内の農地面積が81ページでは7,679haで、今年度は7,521haになっている。差引すると158ha減っているが、何か要因はあるのか。
- 事務局** それぞれの数字については、農地利用状況調査の合計面積の数字を記載しております。結果、面積が減少していますが、原因が何か等については、把握しておりません。回答になっておらず申し訳ないですが、数字については農地利用状況調査の結果ということでご理解くださるよう、お願い致します。
- 根本秀夫委員** 85ページには、農地台帳面積が7,674haという数字が出て来ている。この数字を使うべきではないのか。
- 事務局** ご指摘の考え方もありましたが、「現状及び課題」の農地面積については、これまで農地利用状況調査の合計面積を記載してきた経緯があり、これまでの流れを反映させることを優先して、今回このような記載といたしました。結果的にセンサスの数字、農地台帳の数字、この利用状況調査の数字と、矛盾が出ていることはご指摘のとおりで、事務局内でも議論がありましたが、矛盾は承知の上で、敢えてこれまでの流れを重視した形でご提案いたしました。逆に、28年度から書式が変わったのだから、きっちり指示された数字を入れるほうがよいのではないか、というご意見をいただければ、その形にすることは十分可能だとは思いますが。
- 議長** 今回はバラバラの数字が出ているので、これからは統一するのが、いいのかなという気もするが、いかがでしょうか。
- 事務局** 農地の面積が、一番のベースになるのですが、いったいどの数字を使うのがよいのか、というのが問題かと存じます。センサスの数字も最新の2015年調査の一部が確定値ではないということで、統一性を持たせるために一部を除いて2010年の数字を使っております。センサス以外にも農地台帳の面積、課税台帳の数字、利用状況調査の数字、どれを使うのがよいのかということだと存じます。
- 根本正康委員** 書式を見る限り、農水省で出している耕地面積統計を使うのが正式だと思うのだが、それは調べてあるのか。
- 事務局** 耕地面積については、6,620ha。田が3,860ha、畑が2,760haとなります。ただ、この数字もこれまで実際に使ってきたものとは異なるという問題があります。
- 根本正康委員** 最終的に国へ出すのだから、国の数字を使うのが適切ではないか。

○議長 三つの数字を修正して一本化するか、あるいは国の数字を使うかというところかと思うが、どうか。国の数字は6, 620haになります。

○根本秀夫委員 事務局できちんと説明がつく形であればそれでいいと思う。事務局に一任する形でどうか。

○議長 事務局に一任というご意見が出ましたが、いかがでしょうか。

○事務局 平成28年度の計画については、書式に指示のある形で記載するのが、正しいと思われるので、その部分については再度数字を確かめたうえで、書式に則った形で修正して記載させていただきたいと存じます。

○議長 ただ今、事務局から話がありましたとおり、28年度の数字については、修正して記載するというごこととさせていただきます。他にございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしの声がございましたので、議案第5号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画」の策定について、を採決いたします。本案について、小委員会報告のとおり、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員でございます。よって、本案は可決されました。

以上で、議案第5号の審議を終わらせていただきます。

次に、報告第1号、専決処分について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 88ページをお開き願います。報告第1号、専決処分について、でございます。成田市農業委員会事務局処務規程第7条第1項の規定により専決処分をいたしましたので報告いたします。

89ページから91ページでございます。「①農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、相続等により農地の権利を取得した場合にする届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類を受理し、専決処分をいたしました。

92ページでございます。「②農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」でございます。2件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自ら農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内

容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

93ページから94ページでございます。「③農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」でございます。6件の届出がございました。この届出は、市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転、設定を受けて、農地を農地以外のものに転用するという届出でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

95ページから97ページでございます。「④転用事実確認証明」でございます。4条で6件、5条で4件の証明願がございました。この証明は、転用許可後に申請内容どおり転用が完成しているかどうかを確認して、証明書を発行しているものでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており、事務局職員が転用事実について現地調査したところ、記載内容のとおりでございますので、事務局長専決により証明書を交付いたしました。

98ページでございます。「⑤買受適格証明」でございます。5条届出が1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理し、専決処分をいたしました。

以上で報告第1号、専決処分について、を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木委員の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第1号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号を終了させていただきます。

次に、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 99ページから105ページでございます。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。27件の通知がございました。賃借人及び貸借人双方の合意に基づく賃貸借契約の合意解約通知でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木委員の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第2号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号を終了させていただきます。

次に、報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 106ページでございます。報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、でございます。「①農地法施行規則第53条第1項第14号の規定による事業計画書届出」が1件ございました。これは認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴い、携帯電話用無線基地局の建設の事業計画書が提出されたもので、添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

以上で報告第3号、農地法の許可を要しない農地転用について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木委員の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第3号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第3号を終了させていただきます。

次に、報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を議題とします。事務局より説明をお願いします。

(木内事務局長の挙手あり)

○議長 木内事務局長

○事務局長 107ページをお開き願います。報告第4号、農地等の現況に関する照会について、でございます。①法務局の照会分でございます。今回は千葉地方法務局成田出張所より3件及び千葉地方法務局香取支局より3件、の農地等の現況に関する照会がございました。4月12日、農業委員が現地調査を行った結果、記載内容のとおり回答いたしましたので報告いたします。

以上で報告第4号、農地等の現況に関する照会について、を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長 ただ今の説明に関連して、小委員長より小委員会報告をお願いします。

(高木委員の挙手あり)

○議長 高木小委員長

○小委員長 報告第4号につきましては、質問等はございませんでした。以上でございます。

○議長 ただ今の報告及び説明につきまして、ご意見・ご質問をお願いします。

(なしの声あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第4号を終了させていただきます。

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。長時間にわたり、慎重審議、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第23回成田市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時00分 閉会)